

製品安全データシート

作成日 2017年02月28日

改訂日 2018年07月09日

1. 化学物質等及び会社情報

【製品名 (化学名、商品名)】 ID577-G ハードワックス ブラック SII タイプ5L

【製造者情報】

会社名 : 日本ワックスオイル株式会社
 住所 : 東京都港区東麻布1-8-8 ツチヤビル6階
 電話番号 : 03-5575-3376
 FAX番号 : 03-5575-0456
 緊急連絡先 : 03-5575-3376
 受付時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00

【推奨用途及び使用上の制限】 : 自動車シャシー部などの防錆用

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

物理化学的危険性:

引火性液体 区分3

健康有害性:

急性毒性—吸入:蒸気 区分4
 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2
 皮膚感作性 区分1
 生殖細胞変異原性 区分2
 発がん性 区分2
 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分3 (気道刺激性、麻酔作用)
 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分1 (呼吸器系)
 区分2 (肝臓、精巣、皮膚、血液、中枢神経系)

環境有害性:

水生環境急性有害性 区分1
 水生環境慢性有害性 区分1

【GHSラベル要素】

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

引火性液体及び蒸気

皮膚刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

強い眼刺激

吸入すると有害

呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

遺伝性疾患のおそれの疑い

発がんのおそれの疑い

長期にわたる又は反復ばく露による呼吸器系の障害

長期にわたる又は反復ばく露による肝臓、精巣、皮膚、呼吸器、血液、中枢神経系の障害のおそれ

長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き：

「安全対策」

使用前に取扱説明書入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。

容器を密閉しておくこと。

容器を接地すること/アースをとること。

防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。

火災を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

取扱い後は、手をよく洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

環境への放出を避けること

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

「応急処置」

皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣服を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診断/手当を受けること。

気分が悪いときは、医師の診断/手当を受けること。

皮膚刺激または発しん（疹）が生じた場合：医師の診断/手当を受けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当を受けること。

汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

火災の場合：消火するために、適切な消火剤を使用すること。

漏出物を回収すること。

「保管」

容器を密閉し、涼しい所に置くこと。

換気の良い場所で施錠保管すること。

「廃棄」

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託するか又は各自治体の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合品の区分 : 混合物

成分及び含有量 :

成分	含有量 (%)	化審法 No.	CAS. No.	備考 (*1)
石油系炭化水素 (ミネラルピリット)	42.0~53.0	9-1702	64742-82-1 (8052-41-3)	ミネラルピリットとして 労働安全衛生法表示、通知対象物 (9-551、 $\geq 1\%$ 、 $\geq 1\%$)
ノナン(異性体含む)	1.4~2.4	2-9	111-84-2 34464-40,	労働安全衛生法表示、通知対象物 (9-432、 $\geq 1\%$ 、 $\geq 1\%$)
キシレン(異性体含む)	0.3%以下	3-3	1330-20-7	労働安全衛生法表示、通知対象物 (9-136、 $\geq 0.3\%$ 、 $\geq 0.1\%$)
トリメチルベンゼン(異性体含む) (1,2,4-トリメチルベンゼン)	2.9~3.8 (2.0)	3-7 3-3427	25551-13-7 (95-63-6)	労働安全衛生法表示、通知対象物 (9-404、 $\geq 1\%$ 、 $\geq 1\%$) PRTR法: 第一種指定化学物質
アスファルト	19.0~24.0	9-1720	8052-42-4	労働安全衛生法表示、通知対象物 (9-11-3、 $\geq 1\%$ 、 $\geq 0.1\%$)
固形パラフィン	19.0~24.0	2-10 8-414	8002-74-2	労働安全衛生法表示、通知対象物 (9-170、 $\geq 1\%$ 、 $\geq 1\%$)
ミネラルターペン	1.0~2.0	—	8052-41-3	労働安全衛生法表示、通知対象物 (9-551、 $\geq 1\%$ 、 $\geq 1\%$)
アルカン (C10~C14)	1.2~1.6	2-10	93924-07-3	—
1,2,4-トリメチルベンゼン	0.3	3-7 3-3427	95-63-6	労働安全衛生法表示、通知対象物 (9-404、 $\geq 1\%$ 、 $\geq 1\%$) PRTR法: 第一種指定化学物質
SS-150	0.9~1.4	—	64742-94-5	—
ナフタレン	0.1	91-20-3	4-311	労働安全衛生法表示、通知対象物 9-408 ($\geq 1\%$)、通知($\geq 0.1\%$)

(*1): 備考欄カッコ内記載内容→(労働安全衛生法の政令番号、労働安全衛生法表示対象物質の裾切値、同通知対象物質の裾切値)

4. 応急措置

- 目に入った場合 : 清浄な水で最低15分以上洗眼し、もし刺激が残っていれば、医師の手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 速やかに多量の水と石けんで十分に洗浄し、皮膚調整クリームを塗布する。又汚染された衣服は洗濯後使用する。
- 吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移す。体を毛布などでおい、保温して安静を保ち、必要なら医師の手当てをうける。
呼吸が止まった場合及び呼吸が弱い場合は、衣類をゆるめ、呼吸気道を確保した上で、人工呼吸をうける。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないで、速やかに医師の診断をうける。

口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。
 予想される急性症状および遅発性症状、最も重要な兆候または症状：
 誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し、嘔吐、胃痛、下痢等の症状を起すことがある。また、飲み込んだ当該製品が肺吸入されると、肺組織の内出血、肺水腫、化学性肺炎を起すことがある。無理に吐かせないで、速やかに医師の診断をうける。

5. 火災時の措置

消火剤： 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。
 消火に棒状の水を用いてはならない。

火災時の特有危険有害性： 極めて燃えやすく、熱、火花、火災で容易に発火する。
 加熱により容器が爆発するおそれがある。
 燃焼する時不完全燃焼すると、一酸化炭素、二酸化炭素が発生する。

特有の消火方法： 火元への燃焼源を断つ。
 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。
 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。注水は、火災を拡大して危険な場合がある。
 周囲の設備などに散水して冷却する。

消火を行う者の保護： 作業の際には、風上から行い必ず保護具を着用する。
 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：
 作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用し、風上から作業する。
 危険地域より人を退避させる、危険地域の周辺などは、ロープを張り、人の立ち入りを禁止する。

環境に対する注意事項： 消火用機材を準備する。作業では消火用保護具を着用する。室内で流出した場合は、窓・ドアを開け十分に換気を行う。
 下水道・河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起さないように注意する。
 海上の場合は、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸着マットなどで吸い取る。薬剤を用いる場合は国土交通省で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

回収、中和、封込、浄化： 少量の場合は、土、砂、おがくず、ウエス等に吸着させる。
 大量の場合は、盛り土で囲って流出を止めた後、液面を泡で覆い容器等に回収する。

二次災害の防止策： 全ての着火源を速やかに取り除き、漏洩箇所の漏れをとめる。
 消防に連絡して、漏洩箇所と当該製品の危険有害性を伝える。

7. 取扱い及び保管上の注意

【取扱い】

技術的対策、注意事項： 炎、火花又は高温体との接触をさけるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
 容器から取り出す時はポンプなどを使用すること、細管を用い、口で吸い上げてはならない。
 容器を転倒させたり、衝撃を与えるなどの粗暴な取り扱いはしないこと。

安全取扱い注意事項： 取り扱いの都度、容器を密閉すること。
 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱い所で行う。
 静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性の物を使用する。皮膚に触れたり、目に入る可能性がある場合は、保護具を着用

すること。

特化則もしくは有規則に該当する石油製品を屋内作業場で取り扱う際、ガス等が発散する場合には、発生源の密閉装置、局所排気装置など、法に定められた設備を設けなければならない。

可燃物（ウエス、ダンボール等）に付着した場合、付着物が自然発火する恐れがあるため、速やかに焼却処分するか、容器に入った水に浸して処理する。

【保管】

適切な保管条件：

容器を密閉して日光から遮断し涼しい所、換気の良い場所で施錠保管すること。

技術的対策：

保管場所で使用する電機製品は防爆構造とし、器具類はアースをとる。冷暗所で換気の良い場所に保管する。

混触禁止物質：

危険物の表示をして保管する。

熱、スパーク、火炎ならびに静電気の蓄積をさける。

安全な容器包装材料：

類の異なる危険物（ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質）との接触ならびに同一場所での保管を避ける。

安全な容器包装材料について消防法に定める容器を推奨する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度/許容濃度

原料名	管理濃度	許容濃度		
		日本産業衛生学会	ACGIH-TWA	ACGIH-STEL
ミネラルスピリット	—	—	100ppm	—
ノナン	—	200ppm、1050 mg/m ³	200ppm	—
キシレン	50ppm	50ppm、217 mg/m ³	100ppm	150ppm
トリメチルベンゼン	—	25ppm、120 mg/m ³	25ppm	—
アスファルト（注-1）	—	—	0.5 mg/m ³	—
固形パラフィン	—	—	2 mg/m ³	—
ナフタレン	10ppm	—	10ppm	15ppm

（注-1）・・・2014年版 Asphalt fume as benzene-soluble

設備対策： 家内作業所は、防爆タイプの排気装置を設ける。取扱い場所の近辺に洗顔及び身体洗浄の為の設備を設ける。

保護具 ①呼吸保護具： 通常必要ないが、必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を使用する。

②保護眼鏡： 飛沫が飛ぶ場合には、保護眼鏡を使用する。

③保護手袋： 長期間または繰り返し接触する場合には、耐油性の物を使用する。

④保護衣： 長期間にわたり取り扱う場合または濡れる場合には、耐油性の長袖作業着を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态：

液体

形状：

粘ちょう液

色：

黒色

臭い：

溶剤臭

pH :	該当しない
融点/凝固点 :	情報を有していない
沸点 :	150℃以上
引火点 :	30℃
蒸発速度 :	情報を有していない
燃焼または爆発範囲 (上限/下限) :	4vol% / 1.1vol%
蒸気圧 :	1333Pa (20℃以下)
蒸気密度 :	情報を有していない
比重 (相対密度) :	0.87 (20℃)
溶解度 (水) :	難溶
Nオクタール/水分配係数 :	情報を有していない
自然発火温度 :	情報を有していない
粘度 :	7mm ² /sec (20℃)
分解温度 :	情報を有していない

1 0. 安定性及び反応性

安定性	: 常温、常圧では酸、アルカリに対して安定。化学的に不活性
危険有害反応可能性	: 極端な加熱、酸化剤との接触は避ける。
避けるべき条件	: 日光、熱、裸火、高温、スパーク、静電気、その他発火源
混触危険物	: ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触がないようにする。
危険有害分解性生物	: 燃焼する時不完全燃焼すると、一酸化炭素、二酸化炭素が発生する。

1 1. 有害性情報

【急性毒性】 :

化学名	LD50 (経口) mg/kg	LD50 (経皮) mg/kg	LD50 (経口)	
			蒸気 ppm / 1 時間	粉塵、ミスト mg/L / 1 時間
ノナン			3200ppm/4H	
キシレン	3500	>4350	29.08mg/L/4H	
トリメチルベンゼン	8970			
固形パラフィン	>5000	>3600		
SS-150	>3690			
ナフタレン	>490	>2000		

【皮膚腐食性/刺激性】

ミネラルスピリット	区分 2
ノナン	区分 2
キシレン	区分 2
SS-150	区分 2

【眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性】

ノナン	区分 2A-2B
キシレン	区分 2A
トリメチルベンゼン	区分 2B
アスファルト	区分 2
固形パラフィン	区分 2B
SS-150	区分 2
ナフタレン	区分 2B

【呼吸器感作性】

情報を有していない。

【皮膚感作性】

ナフタレン	区分 1
-------	------

【生殖細胞変異原性】

アスファルト 区分2

【発がん性】

アスファルト 区分2

ナフタレン 区分2

【生殖毒性】

キシレン 区分1B

【特定標的臓器毒性（単回ばく露）】

ミネラルスピリット 区分3（気道刺激性、麻酔作用）

ノナン 区分3（気道刺激性、麻酔作用）

トリメチルベンゼン 区分3（気道刺激性、麻酔作用）

アスファルト 区分3（気道刺激性）

固形パラフィン 区分3（気道刺激性）

SS-150 区分3（気道刺激性、麻酔作用）

【特定標的臓器毒性（反復ばく露）】

ミネラルスピリット 区分2（肝臓、精巣）

トリメチルベンゼン 区分2（皮膚、呼吸器、血液、中枢神経系）

アスファルト 区分1（呼吸器系）

区分2（呼吸器）を区分1（呼吸器系）に統合。

【吸引性呼吸器有害性】

ミネラルスピリット 区分1

ノナン 区分1

キシレン 区分2

トリメチルベンゼン 区分1

混合物は動粘性率が不明のため、分類できない。

12. 環境影響情報

【水生環境急性有害性】

ミネラルスピリット 区分1（甲殻類 LC50=0.42-2.3mg/L/48h）

キシレン 区分2（ニジマス LC50=3.3mg/L/96h）

トリメチルベンゼン 区分2（甲殻類 LC50=5.4mg/L/96h）

SS-150 区分1（甲殻類 LC50=0.95mg/L/48h）

ナフタレン 区分1（ニジマス LC50=0.77mg/L/96h）

毒性乗率 M=1 として（区分1）×M ≥25%のため、混合物は区分1に該当。

【水生環境慢性有害性】

ミネラルスピリット 区分1

キシレン 区分2

トリメチルベンゼン 区分2

SS-150 区分1

ナフタレン 区分1

毒性乗率 M=1 として（区分1）×M ≥25%のため、混合物は区分1に該当。

【オゾン層への有害性】

分類できない

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物：

事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合はそこに委託して処理すること。

廃油の埋め立て処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、

その燃えがらについて、重金属等の物質が総理府令で定めた基準以下であることを確認しなければならない。
 燃焼する場合には、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張人をつけること。

汚染容器及び包装 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後に処分する。

1 4. 輸送上の注意

注意事項：取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。

容器漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。

国際規制：

国連番号 : 1263
 クラス : 3
 容器等級 : III
 指針番号 : 128

国内規制：

陸上輸送 : 消防法、労安法等に定められている運送方法に従う。
 海上輸送 : 船舶安全法に定められている運送方法に従う。
 航空輸送 : 航空法に定められている運送方法に従う。

【特別の安全対策】

- ・「7. 取扱い及び保管上の注意」の記載に従うこと。
- ・危険物は当該危険物が落下し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
- ・危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。

1 5. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき有害物質 : ミネラルスピリット、ノナン、キシレン、トリメチルベンゼン、固形パラフィン、アスファルト(*2)
 名称等を通知すべき有害物質 : ミネラルスピリット、ノナン、キシレン、トリメチルベンゼン、固形パラフィン、アスファルト(*2)、ナフタレン
 (*2) アスファルトは、労安法改正により 2017 年 8 月 3 日公布、2018 年 7 月 1 日施行で通知と表示義務対象物質に追加された。

有機溶剤中毒予防規則 : 第 3 種有機溶剤 (ミネラルスピリット 5%以上含有)
 危険物・引火性の物 (施行令別表第 1 第 4 号)

消防法 : 危険物 第四類 第 2 石油類 危険等級 III
 毒物及び劇物取締法 : 該当なし
 P R T R 法 : 第 1 種指定化学物質 (No. 296) 1, 2, 4-トリメチルベンゼン (2.1%)

海洋汚染防止法 : 油分排出規制
 水質汚濁防止法 : 油分排出規制
 下水道法 : 鉱油類排出規制
 船舶安全法 : 引火性液体類 (危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1) : 塗料又は塗料関連物質
 航空法 : 引火性液体 (施行規則第 194 条危険物告示別表第 1) : 塗料関連材料
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 産業廃棄物規制

1 6. その他の情報

【引用文献】

1. 製品安全データシートの作成指針 (日本化学工業会)
2. 有機溶剤ハンドブック
3. 塗料原料便覧
4. 危険物データブック (消防庁 1993. 1)
5. 石油製品安全データシート作成の手引き (石油連盟 1993. 12)
6. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF CARCINOGENICITY
7. RISK TO HUMANS ; VOL45
8. 化学物質等安全データシート (J IS Z 7250 ; 2000)
9. 危険物ハザードデータブック (田村昌三 2007. 05. 20)

- 1 0. 実務者のための化学物質等規制便覧
(化学物質等規制便覧編集委員会 2007 年度版)
- 1 1. GHS 対応による混合物(化学物質)の MSDS 作成手法の研修テキスト (改訂版)
- 1 2. 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター GHS 対応モデルラベル・モデル MSDS 情報
- 1 3. 化学物質の環境リスク評価 (環境省環境保健部環境リスク評価室)

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者提供されるものです。取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任に於いて、個々の取り扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずる事が必要である事を理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。

また、現在での最新の情報を記載しておりますが、すべての情報を網羅しているものではありません。新たな情報を入手した場合には追加又は訂正されることがあります。

[会社情報]

販売者：(株)スズキ自販三重

所在地：四日市市日永5丁目1番3号

TEL:0593-46-1221